

# 「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しに係る支援業務 仕様書

## 第I章 総則

### 1 業務の名称

「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しに係る支援業務

### 2 業務の背景と目的

- ・ 本市においては、令和3年5月に策定した「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）に基づき、NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）の移動を支え、誰もが健康で便利に楽しめる「自転車のまち宇都宮」の実現に向けて、様々な施策事業を推進しているところである。
- ・ また、令和5年2月に「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画」を策定し、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ（SSC）』」の実現を目指して取り組んでいるところであり、令和5年8月にはJR宇都宮駅東側でのライトライン開業や、バス路線の再編など階層性のある公共交通ネットワークが一定構築されたところである。
- ・ そのような中、国においては、「道路交通法」が改正され、全世代の自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたこと、特定小型原動機付自転車が「自転車専用通行帯」などを走行できるようになったところである。また、「交通反則通告制度（青切符）」が自転車にも適用となることが決定され、それに先立ち令和6年11月からは、ながらスマホなどの危険運転に対して罰則が強化された。さらに、令和6年6月には自転車走行空間整備の考え方を提示した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が改定されたところである。
- ・ このようなことから、自転車を取り巻く環境が大きく変化していることや、全国に誇れる日本一の「自転車のまち」を実現するためにも、本市の自転車利用における現状の課題等を調査・分析するとともに、本市の特性を活かした新規の政策・施策等を検討するなど、本市の自転車施策の指針となる「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しに係る支援業務を実施する。

### 3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年2月27日（金）までとする。

## 第Ⅱ章 共通仕様

### 1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

### 2 業務内容

本業務の内容は、第Ⅲ章特記仕様によるものとする。

### 3 技術者及び業務管理

(1) 受託者は、主任技術者及び技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。

(2) 主任技術者は、業務の全般に渡り、技術的監理を行うものとする。

(3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

### 4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

### 5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たって本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

### 6 機密の保持

(1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

### 7 一括再委託の禁止

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする

きは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

## 8 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内事業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する事業者（以下、「市内事業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

## 9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了時に返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

## 10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

## 11 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打ち合わせ等の都度、その結果について整理し、書面を持って本市へ報告するものとする。

## 12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするとき、その都度、本市の承認を受けるものとする。

### (1) 業務着手時

- ①業務着手届 ②業務工程表 ③技術者届及び履歴書 ④業務実施計画書

### (2) 業務完了時

- ①業務完了届 ②成果品納品書

### (3) その他業務遂行上必要とされる書類

### 1 3 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。

なお、業務主任技術者は、業務着手時及び成果品納入時及び主要な打合せに、照査技術者は業務着手時及び成果品納入時には出席するものとする。

### 1 4 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、審査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

### 1 5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書（ファイル綴） 2部
- (2) その他関係資料 一式
- (3) 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM等）

### 1 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、PDFのほか、WordやExcel等の編集可能な形式のデータとする。

### 第三章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者はこれらの変更柔軟かつ的確に対応するものとする。

#### 1 計画準備

本事業計画の内容、本事業の内容を十分に理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

#### 2 意向調査

自転車に対する市民の意識を把握するとともに、現行計画に位置付けている施策の課題把握に向けて、自転車利用者のニーズの把握を行うための、アンケート調査の実施手法や調査内容などについて検討する。

##### (1) 市民を対象としたアンケート調査

- ・ 対象者：住民基本台帳に登録がある市民
- ・ 配付数：1,500通（回収率30%見込） ※有効回答数を達成すること
- ・ アンケートの作成
  - ⇒ 設問項目は、市民の自転車の利用頻度や利用状況、ヘルメット着用や自転車保険に関することを始め、自転車施策全般に関することの調査を想定しており、受託者からの案を基に委託者と協議を行いながら、決定する。
- ・ 調査方法：「郵送」または「WEB」で行う。
  - ⇒ 郵送で行う場合には、宛名ラベルの作成、アンケート票の印刷、発送、回収も受託者が行う。  
WEBで行う場合には、WEBへの登録作業を行う。
- ・ 集計・分析
  - ⇒ 回答の集計を行うとともに、クロス集計も踏まえた分析を行い、本市の傾向について整理するとともに、課題を導出する。

##### (2) ライトライン駐輪場の利用者を対象としたアンケート調査

- ・ 対象者：ライトライン駐輪場の利用者
- ・ 配付数：ライトライン駐輪場の安全性や利便性の向上に向け、信頼性や結果の精度を高められる有効回答数を達成すること
- ・ アンケートの作成
  - ⇒ 設問項目は、委託者が令和7年1月30日から2月12日まで実施したアンケートの調査項目（駐輪場の利用満足度、要望など）を参考にし、必要に応じて調査項目の修正を行う。
- ・ 調査方法：「現地でのヒアリング」や「WEB」などで行う。

- ・ 集計・分析  
⇒ 回答の集計を行うとともに、クロス集計も踏まえた分析を行い、本市の傾向について整理するとともに、課題を導出する。

### 3 「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しの方向性の検討

現行計画に位置づけた35事業について、意向調査の結果を踏まえて総合的・多角的な視点での評価や現状の課題を抽出し、事業内容の拡充や実施手法の見直し、類似事業を整理する。

また、「自転車のまち宇都宮」を強く推進するために自転車の利用促進の観点から、自転車に乗りたいと思えるような「意識づけ」として自転車に乗ることのメリットを分野ごと（環境，健康，経済など）に区分し，具体的な数値を明確化した上で，効果的なPR手法や物理的デバイスなどハード・ソフトの両面から効果的な仕掛けづくりに向けた事業の具現化に向け検討すること。

さらに，国内外における自転車施策の先進的な取組を収集し，今後の施策展開の方向性や新規事業及び現計画の評価指標を踏まえて，新たな目標の設定に向けて支援すること。

なお，安全や健康，環境意識の高まり，自転車利用者におけるニーズの多様化など，時代潮流の変化を踏まえ，以下の「特定課題」については，プレゼンテーション時に企画提案すること。

#### <特定課題>

##### ア 中心市街地における自転車ネットワーク路線のあり方

- ・ ウォーカブルなまちづくりにおいて、「安全・安心で人中心の居心地が良く歩きたくなる，ゆとりある都市空間」への転換に向け，中心市街地（JR宇都宮駅～桜通り十文字）における路線を「回遊」，「通過」，「抑制」の3パターンに区分し，各パターンに応じて適切に自転車を誘導できる手法を提案すること。
- ・ 「通過」においては，「いちよう通り」を基軸とし，その他の振り分ける候補路線を提案すること。提案に当たっては，高校生を対象としたアンケート調査や，自転車と歩行者が安全に通行できる通行空間形成を目指した路線ごとのシミュレーションの実施など，路線を選定する上で効果的・効率的な手法を提案すること。

##### イ 安全・安心な自転車利用の促進

- ・ 自転車関連の交通事故について，令和元年から令和6年に起きた事故の発生場所を地図に落とし込むとともに，発生原因や当事者種別等の事故状況について整理する。また，交通事故の発生頻度が高い箇所での自転車を安全に利用できる物理的デバイス（3案以上）を提案すること。

- ・ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の利用方法や自転車利用の交通ルール・マナーについて、自転車利用者に加え、歩行者、ドライバーなど子どもから高齢者まであらゆる世代に対する周知啓発の効果的な手法を提案すること。

#### ウ 「自転車のまち宇都宮」のプロモーション

- ・ 全国の自治体と比較して本市の強みと弱みの客観的な評価を行い、「強み」の更なる磨き上げと「弱み」の底上げに向け、国内・国外の事例を参考として独自性の高い施策・事業について提案すること。
- ・ 本市のシビックプライドの醸成や対外的な「自転車のまち」の認知度向上及び自転車関連施策の効果的・戦略的なPR方法を提案すること。

### 4 計画の策定支援

#### (1) 計画書の作成支援

基本方針や施策の柱に基づく具体的な施策体系を取りまとめた計画書や概要版（A3 両面 2 枚程度）のデータ作成を支援する。

作成に当たっては、レイアウトや図表、地図、イラスト、写真等を盛り込んで編集するとともに、将来のイメージ図を更新し、市民に分かりやすい構成やデザイン等を用いて計画の作成を支援する。

#### (2) 計画パンフレットの作成支援

市民等に分かりやすく伝えるため、趣旨や施策体系、事業概要等を要約し、イメージ図等を踏まえたパンフレット（A4 両面 8 枚程度）のデータ作成を支援する。

#### (3) 計画策定に係る会議資料の作成支援

計画の策定に当たり開催する「宇都宮市自転車のまち推進協議会」等の会議における資料の作成支援や会議での指摘事項を踏まえた修正等を行う。

### 5 自転車ネットワーク計画の策定支援

#### (1) 自転車ネットワーク路線の見直し

本市の「道路づくりプログラム」や「都心部まちづくりプラン」等の上位・関連計画における道路空間の考え方と整合を図るとともに、市民ニーズ等を踏まえて既存の「自転車ネットワーク計画」に位置付けている路線の再選定を支援する。

#### (2) 優先整備路線の見直し

上記で選定した「自転車ネットワーク路線」のうち、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 か年で整備する「優先整備路線」について、「新設整備」・「既整備路線の修繕」・「既整備路線のグレードアップ」の 3 つの区分に分

け、自転車ネットワークの連続性を始め、道路の新設改良や修繕、地下埋設物に係る工事などを勘案した整備スケジュールの整理を支援すること。

### (3) 自転車ネットワーク計画の作成支援

5 (1)・(2)で整理した内容を踏まえ、以下の項目の取りまとめを行う。

- ア 整備済み自転車走行空間（整備形態別）を整理した地図の作成
- イ 自転車ネットワーク計画に位置付ける路線の整理と地図の作成
- ウ 優先整備路線（整備形態や整備スケジュール含む）に位置付ける路線の整理（現在、優先整備路線に位置付けている路線のうち、未整備路線については改めて位置付けるか整理すること）
- エ 自転車ネットワーク計画の構成については、委託者と協議の上、決定する。

### (4) その他

自転車をより安全で快適に楽しく利用できるよう、自転車走行空間以外のハード整備について、先進事例を収集して検討し、事業の具現化を目指した検討を行う。

- 例) スウェーデンマルメ市：信号機での停止用手すり  
市道〇〇号線の交差点において社会実験の実施。  
予算は〇〇千円 など

## 6 計画策定に向けたスケジュール（予定）

- |      |      |                                   |
|------|------|-----------------------------------|
| 令和7年 | ～6月  | 現行計画の施策事業の評価及び課題の導出<br>アンケート調査の実施 |
|      | ～8月  | 計画の骨子（案）提出                        |
|      | ～10月 | 計画（素案）提出                          |
|      | 12月  | パブリックコメント                         |
| 令和8年 | 1月   | 素案の修正（計画案の確定）                     |
|      | 2月   | 計画策定                              |